

目 次

第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 外部監査のテーマ	1
2.1 選定したテーマ	1
2.2 テーマの選定理由	1
3 外部監査の実施期間	1
4 外部監査の方法	2
4.1 監査の要点（着眼点）	2
4.2 監査対象とした債権	2
4.3 主な監査手続	3
4.4 往査の実施状況	3
5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	4
5.1 包括外部監査人	4
5.2 外部監査補助者	4
6 利害関係	4
第 2 京都府の近年における未収金の適正管理に向けた取組	5
1 京都府の未収債権の状況	5
2 債権管理プロジェクトチーム	7
3 債権回収の流れ	13
3.1 法的措置に至るまでの指導	13
3.2 法的措置（強制執行）による回収	15
第 3 監査の結果及び意見	19
1 全体的事項	19
1.1 監査対象とした債権	19
1.2 未収債権の状況	21
1.3 不納欠損処分状況	23

1.4	履行延期の特約等	25
1.5	延滞金等の徴収等の概要	27
1.6	監査の結果	30
2	高校生等修学支援事業	37
2.1	制度の概要	37
2.2	貸付・返還の状況	47
2.3	事業実施体制	72
2.4	監査の結果	86
3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	101
3.1	制度の概要	101
3.2	貸付事業の運用状況	104
3.3	債権管理の運用状況	109
3.4	監査の結果	113
4	看護師等修学資金貸与事業	114
4.1	制度の概要	114
4.2	貸与に関連する諸手続の状況	118
4.3	未収金の状況	122
4.4	監査の結果	127
5	中小企業経営基盤強化資金貸付	133
5.1	小規模企業者等設備導入資金	133
5.2	高度化資金	145
5.3	監査の結果	157
6	農業改良資金貸付	162
6.1	農業改良資金制度	162
6.2	林業・木材産業改善資金制度	169
6.3	監査の結果	173
7	企業立地補助金	175
7.1	制度の概要	175

7.2 制度の運用状況	178
7.3 監査の結果	185
8 府営住宅使用料	187
8.1 制度の概要	187
8.2 未収金の状況	195
8.3 監査の結果	212
9 心身障害者扶養共済制度	216
9.1 制度の概要	216
9.2 本事業の運用状況	220
9.3 債権管理の運用状況	223
9.4 監査の結果	227
10 府立病院未収金	231
10.1 事業の概要	231
10.2 未収金の状況	237
10.3 監査の結果	242

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ

2.1 選定したテーマ

未収金に関する事務の執行及び管理について

2.2 テーマの選定理由

事業の業務プロセスの見直し等による支出の削減と同様に、財政健全化に向けては増収への取組や債権管理の適正化も重要なものとなっている。

京都府においては、債権管理の一層の適正化を図るために平成21年6月に「債権管理プロジェクトチーム」を設置するとともに、平成23年7月に「京都府債権の管理に関する条例」を制定するなど未収金の適正管理に向けた取組を進めている。しかしながら、近年の厳しい経済情勢の影響もあり、平成24年度決算において収入未済額の総計は95億円（府税を除いて30億円）を超えている。その点については平成24年度京都府歳入歳出決算審査意見書でも触れられており、未収債権の発生抑制対策の充実・強化について積極的かつ抜本的な対策に取り組むように求められている。

条例施行から3年を迎えようとしている中、負担の公平性、適切な債権管理の観点から延滞債権を発生させない・増やさないための検討・対策及び発生した延滞債権を回収するための対策など実効性を伴った取組がなされているか、また、その取組に当たって事務の効率性が考慮されているか、あらためて検証する必要があると考え、本テーマを選定した。

3 外部監査の実施期間

平成26年6月から平成27年3月まで

なお、監査の対象期間は、原則として平成 25 年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成 26 年度以降の状況等についても言及している。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（着眼点）

- ・ 回収・滞納処分等の規程は整備されているか、また規程に従って適時適切に手続が行われているか。
- ・ 台帳等により未収金の情報が適切に管理されているか。
- ・ 滞納先の状況を適時に把握し、回収可能性の検討が適切に行われているか。
- ・ 支払猶予や不納欠損処分は適正に行われているか。

4.2 監査対象とした債権

私債権のうち、未収債権額が 1,000 万円以上のものとした。対象債権は以下のとおりである。

- ・ 中小企業経営基盤強化資金貸付返還金
- ・ 高等学校等修学資金貸付返還金
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付返還金
- ・ 府営住宅使用料
- ・ 府立病院未収金
- ・ 企業立地補助金返還金
- ・ 農業改良資金貸付返還金
- ・ 看護師等修学資金貸付返還金
- ・ 心身障害者扶養共済制度掛金
- ・ 高等学校等修学資金過年度過払戻入金

4.3 主な監査手続

① 関係書類の閲覧

京都府の所管部署および管理委託先である市町より各種関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して各対象債権の状況の理解を深めるとともに問題点等の検出に努めた。

② 関係者への質問

関係書類の閲覧等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署の担当者に直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

③ 現場視察

必要に応じて関連諸施設に赴きその概要を把握するとともに、質問等により現場の状況の理解、問題点の検出等に努めた。

④ 上記手続を通じて検出された問題点についての改善策等の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもないが、それに留まらず検出された問題点をどのように改善するべきかについて提案・提言等を行うことも監査の重要な役割である。こうした監査の役割に留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的に提案・提言につなげられるように努めた。

4.4 往査の実施状況

外部監査の実施に当たっては対象債権の所管部署へのヒアリングを実施するほか、現地において保管する資料並びに利用物件の状況の確認を行った。現地における確認の状況は以下のとおりである。

往査対象施設	往査実施日	担当者
洛南病院	9月18日	外部監査補助者
府営住宅5団地	10月23日	包括外部監査人及び補助者

5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

5.1 包括外部監査人

公認会計士・税理士 中野 雄介

5.2 外部監査補助者

公認会計士 加藤 茂洋

弁護士 河本 茂行

公認会計士・税理士 津田 穂積

税理士 中村 洋平

公認会計士 人見 敏之 (五十音順)

6 利害関係

京都府と包括外部監査人並びに補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 京都府の近年における未収金の適正管理に向けた取組

1 京都府の未収債権の状況

京都府の未収債権の状況は、府税未収金が大きく減少したこと、また府税以外の未収金についても、その減少に向けて全庁を挙げて取り組んできた結果、未収金の発生の抑制が図られたことから全体としては減少傾向にある。

しかし一方で、府税以外の未収金について、資金ごとに個別にみていくと、大半の資金が減少傾向である中で、未収残高が増加している債権もあり、税法非準拠未収債権としては概ね横ばいの状況にある。特に、高等学校等修学資金貸付返還金については、貸付金額自体も大きいことから毎年多額の未収債権が発生しており、京都府全体の未収債権額を押し上げる大きな原因の一つとなっている。

【表1の1】 京都府全体の未収債権の状況（要約版）

（単位：百万円）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
全債権	10,853	10,318	9,787	9,599	8,900
府税・税法準拠債権	8,220	7,588	7,120	6,794	6,226
(うち府税)	(7,660)	(7,093)	(6,711)	(6,437)	(5,880)
税法非準拠債権	2,633	2,730	2,667	2,805	2,674
(うち私債権)	(2,442)	(2,536)	(2,600)	(2,774)	(2,610)

【表1の2】京都府全体の未収債権の状況（詳細版）

（単位：千円）

資金名	H21年度末 未収債権額	H22年度末 未収債権額	H23年度末 未収債権額	H24年度末 未収債権額	H25年度末 未収債権額	対前年増減（H24→H25）		（参考） 対H21年度 増減率
						増減金額	増減率	
府税	7,659,532	7,093,023	6,710,958	6,437,175	5,879,673	▲ 557,502	▲ 8.7%	▲ 23.2%
放置違反金	271,118	274,745	255,614	212,543	197,329	▲ 15,214	▲ 7.2%	▲ 27.2%
延滞金・加算金	174,391	105,227	60,098	51,879	56,290	4,410	8.5%	▲ 67.7%
不法投棄行政代執行費用	80,392	80,392	80,380	80,380	80,368	▲ 12	▲ 0.0%	▲ 0.0%
その他	34,193	35,149	12,543	12,267	12,525	258	2.1%	▲ 63.4%
府税・税法準拠債権	8,219,627	7,588,536	7,119,592	6,794,244	6,226,184	▲ 568,060	▲ 8.4%	▲ 24.3%
生活保護費過払返還金	55,679	59,835	55,863	51,631	54,728	3,098	6.0%	▲ 1.7%
児童扶養手当過払返還金	134,964	133,914	11,553	9,147	8,632	▲ 515	▲ 5.6%	▲ 93.6%
その他	140	140	72	72	72	0	0.0%	▲ 48.3%
内訳	140	140	72	72	72	0	0.0%	▲ 48.3%
中小企業経営基盤強化資金貸付返還金（特会）	1,407,401	1,403,614	1,392,717	1,430,761	1,324,253	▲ 106,508	▲ 7.4%	▲ 5.9%
高等学校等修学資金貸付返還金	168,614	263,387	367,102	474,943	556,994	82,050	17.3%	230.3%
母子父子寡婦福祉資金貸付返還金（特会）	313,023	319,663	311,378	307,414	297,919	▲ 9,495	▲ 3.1%	▲ 4.8%
府営住宅使用料	293,701	289,494	270,086	249,625	226,377	▲ 23,248	▲ 9.3%	▲ 22.9%
府立病院未収金（公企会）	66,829	67,450	67,079	61,313	23,361	▲ 37,952	▲ 61.9%	▲ 65.0%
企業立地補助金返還金	47,976	47,976	47,976	99,391	69,696	▲ 29,695	▲ 29.9%	45.3%
農業改良資金貸付返還金（特会）	43,562	39,758	35,388	32,352	28,862	▲ 3,490	▲ 10.8%	▲ 33.7%
看護師等修学資金貸付返還金	28,018	30,284	28,630	22,864	15,977	▲ 6,887	▲ 30.1%	▲ 43.0%
心身障害者扶養共済制度掛金	19,611	19,596	19,376	17,945	17,602	▲ 343	▲ 1.9%	▲ 10.2%
高等学校等修学資金過年度過払戻入金	11,792	14,178	17,950	20,027	21,673	1,646	8.2%	83.8%
違約金	3,337	2,607	14,810	1,534	1,519	▲ 15	▲ 1.0%	▲ 54.5%
その他	38,406	37,662	27,268	25,895	25,872	▲ 24	▲ 0.1%	▲ 32.6%
高等学校修学援助費過払返還金	14,050	13,357	7,062	6,019	5,234	▲ 785	▲ 13.0%	▲ 62.7%
地域改善対策修学奨励事業費返還金	7,068	6,731	6,484	6,156	6,097	▲ 59	▲ 1.0%	▲ 13.7%
定時制及び通信制修学資金	4,635	4,421	3,726	3,372	3,107	▲ 265	▲ 7.9%	▲ 33.0%
母子家庭奨学金返還金	3,676	3,733	3,582	3,060	3,188	127	4.2%	▲ 13.3%
汚水処理場利用料等（府営住宅建築移転補償費返還金を含む）	2,020	1,955	1,503	1,010	476	▲ 534	▲ 52.9%	▲ 76.4%
技能習得支援資金返還金	3,407	3,198	1,450	1,159	1,094	▲ 65	▲ 5.6%	▲ 67.9%
身体・知的障害者福祉費負担金	1,338	1,338	1,338	1,338	675	▲ 662	▲ 49.5%	▲ 49.5%
過年度給与等過払戻入金	792	1,412	1,107	1,136	1,038	▲ 98	▲ 8.6%	31.2%
在日外国人無年金者緊急支援給付金返還金	307	747	642	637	486	▲ 151	▲ 23.7%	58.3%
心身障害者扶養共済制度保険金	40	220	300	285	285	0	0.0%	612.5%
交通事故つなぎ資金	129	74	74	74	74	0	0.0%	▲ 42.6%
心身障害者福祉センターショートステイ負担金	0	0	0	0	0	▲ 0	▲ 100.0%	▲ 100.0%
福祉・介護人材処遇改善事業費補助金返還金	0	0	0	1,580	1,580	0	0.0%	皆増
競輪場使用料（特会）	0	0	0	44	479	435	994.6%	皆増
舞鶴野原港高浜線道路工事弁償金	0	0	0	22	22	0	0.0%	皆増
犬の返還取扱料	0	0	0	4	4	0	0.0%	皆増
農業経営体育成事業費補助金返還金	0	0	0	0	1,860	1,860	皆増	皆増
洛南寮入所者自己負担金	0	0	0	0	173	173	皆増	皆増
生活保護費負担金	243	243	0	0	0	0	—	▲ 100.0%
過年度補助金等返還金等（議会事務局）	235	235	0	0	0	0	—	▲ 100.0%
私債権計	2,442,270	2,535,670	2,599,760	2,744,065	2,610,105	▲ 133,960	▲ 4.9%	6.9%
税法非準拠債権計	2,633,053	2,729,559	2,667,248	2,804,914	2,673,537	▲ 131,377	▲ 4.7%	1.5%
全債権計	10,852,679	10,318,095	9,786,841	9,599,159	8,899,721	▲ 699,438	▲ 7.3%	▲ 18.0%

※注1 測定外過誤納金を含んだ数値である。
2 未収金額が1千万円未満の少額債権は、「その他」項目に集約している。

2 債権管理プロジェクトチーム

未収債権に対する実効性のある取組を京都府全体で実施していくため、平成 21 年 6 月に部局横断的な組織として、関係部局の債権管理担当で構成（事務局：会計課）する「債権管理プロジェクトチーム」を立ち上げている。その後、全庁的な取組としての位置づけを強化するため、平成 22 年 10 月に関係部局長等で構成（委員長：副知事）する「未収債権対策委員会」を設置した。

未収債権の減少を図るためには、まずもって新たな未収債権の発生の抑制と早期対応が重要であるが、特に税法非準拠未収債権（私債権）については、税のように債務不履行が発生した場合、直ちに強制執行を行うことができないことから各担当職員の経験・能力等に大きく左右されていた。そこで、税法非準拠未収債権の回収強化をチームの活動方針に掲げ、平成 21 年 8 月に未収債権に対する基本的な処理方針として「未収債権対策基本方針」を策定し、債権回収に係る実務的な課題の整理や職員のレベルアップなど、部局横断的な活動を推進している。

債権管理プロジェクトチームにおける具体的な取組は以下のとおりである。

(1)債権管理研修の実施（平成 21 年 8 月）

債権整理事務に係る手引きを整備し、京都府全体で債権回収のノウハウを共有するとともに、平成 22 年 7 月からは初任者の能力の底上を行うため、初任者向けの研修を行うなど、経験年数に応じた段階的な研修を実施している。あわせて、所管する未収債権の個別課題に対応した研修を実施するなど、職員の事務レベルを引き上げるための取組を実施している。

(2)破産情報等の一元管理（平成 21 年 9 月）

京都府全体の債権債務の相殺をルール化し、京都府の法人格は一つであることから、部局を超えて総合的相殺の実施を開始した。

(3)債権管理の強化に向けた指導（平成 21 年 11 月）

時効管理の徹底（平成 21 年 11 月）、初回督促・滞納整理票作成の徹底（平成 21 年 12 月）、早期対応の徹底（平成 24 年 4 月）を指導し、債権管理の基礎となる事項の徹底を図っている。

(4)催告強化期間の設定（平成 22 年 2 月）

毎年 2 月・8 月を催告強化月間と定め、全庁的な取組として、電話催告を中心に集中的に催告を実施し、その内容を報告させて、催告漏れの防止及び債権分類を促進している。平成 21～25 年度 の催告強化期間における取組による実績は以下のとおりである。

【表 2 の 1】 催告強化期間における取組実績の推移

		22年2月 (第1回)	22年8月 (第2回)	23年2月 (第3回)	23年8月 (第4回)	24年2月 (第5回)	24年8月 (第6回)	25年2月 (第7回)	25年8月 (第8回)	26年2月 (第9回)
府営住宅 使用料	取組実績	38,007千円	39,999千円	43,794千円	37,465千円	39,712千円	35,013千円	33,313千円	39,834千円	46,916千円
		1,101人	1,497人	1,375人	1,400人	904人	814人	941人	1,069人	1,099人
	催告実績	1,269人	1,650人	1,560人	1,796人	1,089人	1,349人	1,595人	1,675人	1,755人
母子父子 寡婦福祉 資金貸付 返還金	取組実績	23,417千円	25,681千円	23,431千円	24,804千円	23,174千円	22,474千円	22,427千円	16,056千円	20,741千円
		151人	125人	124人	110人	114人	84人	102人	73人	69人
	催告実績	371人	246人	341人	273人	348人	293人	246人	285人	263人
看護師等 修学資金 貸付返還金	取組実績	14,939千円	2,595千円	1,213千円	3,806千円	7,918千円	4,982千円	3,199千円	2,623千円	510千円
		59人	10人	9人	21人	45人	18人	10人	14人	2人
	催告実績	123人	18人	11人	48人	71人	41人	31人	25人	11人
その他	取組実績	23,687千円	15,404千円	10,870千円	22,601千円	13,885千円	6,803千円	4,780千円	7,927千円	7,760千円
		239人	231人	157人	159人	201人	103人	59人	207人	298人
	催告実績	830人	737人	635人	610人	659人	362人	262人	582人	711人
合計	取組実績	100,050千円	83,678千円	79,307千円	88,677千円	84,689千円	69,272千円	63,719千円	66,440千円	75,927千円
		1,550人	1,863人	1,665人	1,690人	1,264人	1,019人	1,112人	1,363人	1,468人
	催告実績	2,593人	2,651人	2,547人	2,727人	2,167人	2,045人	2,134人	2,567人	2,740人

(5)弁護士委任の活用（平成 22 年 2 月）

福祉的な観点も踏まえつつ、専門的、第三者的な立場から困難案件の解消を図るため、弁護士委任・委託の活用を拡大している。弁護士委任・委託を導入している債権は以下のとおりである。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付返還金（平成 22 年 2 月）
- ・府営住宅使用料（平成 25 年 3 月）
- ・看護師等修学資金貸付返還金（平成 26 年 1 月）
- ・高等学校等修学資金貸付返還金（平成 26 年 2 月）

(6)債権管理の適正化を促す規則改正等（平成 22 年 4 月）

住所変更届の義務化について通知を発出（平成 22 年 4 月）するとともに、会計規則を改正し、期限の利益の喪失条項等を規則様式等に取り込んだ（平成 24 年 4 月）。

(7)サービサーの活用（平成 22 年 11 月）

貸付件数が多い高等学校等修学資金貸付返還金について、新たな未収金を発生させないよう初期対応を迅速に実行するため、サービサー（債権回収会社）による電話催告の活用を開始した。

(8)支払督促の実施（平成 23 年 6 月）

母子父子寡婦福祉資金貸付返還金、児童扶養手当過払返還金において、高額債務にもかかわらず納付意思のない悪質な滞納者等に対して、支払督促（法的措置）を実施した。支払督促とは、金銭債権がある場合に債権者の申立だけに基づき簡易裁判所書記官が書面審査を行った上で督促を発する略式手続である。

(9)債権の管理に関する条例の制定（平成 23 年 7 月施行）

債権の適正かつ効率的な徴収・保全・管理について規定するとともに、債権回収の効率化を図るため、私債権を放棄できる要件を規定した。債権の管

理に関する条例（以下「債権管理条例」という。）による主な放棄要件は以下のとおりである。

- ・消滅時効が完成し、かつ、行方不明等により時効の援用が困難な場合
- ・法人が事業を休止し、差押可能財産が執行費用に満たない場合

特に、従前は所在不明の滞納者や時効完成後から相当期間経過した債権について、本人または全相続人からの時効の援用がない限り債権が消滅しないため、それらの債権の処理が進まなかった。この条例の制定により債務者の時効援用を待たずにそれらの債権を一括放棄することが可能になった。全国では東京都、大阪府に次ぎ、3番目の条例制定である。平成23～25年度における債権管理条例の適用案件の概要は以下のとおりである。

【表2の2】債権管理条例の適用案件の状況

（単位：件、人、円）

	債権の名称	23年度			24年度			25年度		
		件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額
1	高校生給付型奨学金支給事業費返還金	176	100	4,416,800	13	8	382,000	4	4	213,000
2	技能修得援護費返還金	33	18	1,331,000	2	2	144,000	—	—	—
3	心身障害者扶養共済制度掛金	15	9	87,750	17	4	184,500	—	—	—
4	母子家庭奨学金過払金返還金	13	12	204,780	35	35	613,900	—	—	—
5	母子寡婦福祉資金貸付金償還金	—	—	—	52	2	763,685	242	5	3,965,764
6	下居急傾斜地崩壊対策工事違約金	—	—	—	1	1	1,380,750	—	—	—
7	府営住宅使用料等	57	7	2,727,900	7	1	155,390	—	—	—
8	洛南寮救護施設入所者自己負担金	4	2	243,262	—	—	—	—	—	—
9	府営住宅建設事業移転補償費返還金	1	1	300,000	—	—	—	—	—	—
	合計	299	149	9,311,492	127	53	3,624,225	246	9	4,178,764

(10)延滞金等の徴収に関する条例の制定（平成23年7月施行）

法令等により不可能なものを除き、すべての債権の延滞金等について、地方税の取扱に準拠し、原則1,000円未満は不徴収、災害等やむを得ない場合は減免できる旨を規定した。延滞金等の徴収に関する条例（以下「延滞金徴収条例」という。）の概要は下記のとおりである。

【表2の3】延滞金徴収条例の概要

	内容	対象債権
延滞金等の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ● 納期限の翌日から納付又は財産差押の日までの日数及び割合を乗じて得た金額の延滞金等を徴収 	府税及び駐車車両放置違反金以外の債権
教育、療養、社会福祉等の目的の歳入の不徴収	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則で定める歳入については、延滞金等もそもそも徴収しない 	授業料、病院債権、福祉関係法律による負担金の一部
利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 流水占用料等・・・14.5% 	流水占用料等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の税法準拠債権・・・10.75% 	道路占有料等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 債務者と合意のある債権・・・合意利率 ● 債務者と合意のない債権・・・民事債権5%（商事債権は6%） 	税法非準拠公債権及び私債権
延滞金計算の端数処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 延滞金の計算の基礎となる債権の額に1,000円未満の端数があるとき又はその債権の全額が2,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額に係る延滞金等は徴収しない。 	法律の規定上、端数処理計算が困難な母子寡婦福祉金、農業改良資金貸付等以外の債権
	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記端数処理後の延滞金等の全額が1,000円未満である場合はその全額を、1,000円以上の場合でも100円未満の端数は徴収しない。 	
災害等の減免	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害その他やむを得ないものとして規則で定める場合に該当するときは、延滞金等を減免することができる。 	農業改良資金貸付金等、法律で別の定めのある債権以外の債権

(11)収納機会の拡大（平成 23 年 12 月）

コンビニ収納など銀行以外の支払窓口を多様化し、返済しやすい環境の整備を促進した。具体的には、府税全税目及び府営住宅家賃についてはコンビニ収納を導入済みであり、高等学校等修学資金貸付返還金、駐車車両放置違反金のコンビニ収納を平成 26 年度から平成 27 年度中に導入予定である。また、与謝の海病院（現京都府立医科大学附属北部医療センター）の診療費についてはクレジットカード収納を導入している。

(12)履行延期の特約の積極的活用（平成 24 年 1 月）

未収金の発生を抑制し、相手方の状況に応じたきめ細やかな回収を行うため、履行延期の特約を積極的に活用するよう指導している。

(13)基準契約書の改訂（平成 24 年 3 月）

租税債権等の優先債権に対抗するため、基準契約書を改正し、「破産申立等の場合の違約金発生条項」や「相殺予約条項」を追加した。

(14)統合財務システムの機能追加（平成 24 年 4 月）

債権のより一層の適正管理を図るため、統合財務システムの改修を行い、督促状の教示文の自動選択機能等を追加した。

(15)破産等における債権保全措置の徹底（平成 24 年 4 月）

破産法第 53 条第 1 項の解除権の効力を争点に、京都府に工事請負代金の支払を求める訴訟が提起されたことを受けて、破産等における債権保全措置の徹底を図るよう指導している。具体的には、契約の相手方が強制執行、破産等の事態に陥った等の情報を得た場合、当該契約が履行されないことが明らかであるときは、直ちに当該契約の解除通知を行うように指導している。

3 債権回収の流れ

債権回収の流れは大きく法的措置に至るまでの指導と法的措置による回収に分けられる。「法的措置に至るまでの指導」については、債権管理プロジェクトチームが立ち上げられてから「未収債権対策基本方針」の策定、「債権管理条例」の制定、手引きの作成等を通して、部局横断的にその対応の標準化が図られている。法的措置に至るまでの指導の流れ及び法的措置による回収の概要は以下のとおりである。

3.1 法的措置に至るまでの指導

3.1.1 初期対応

(1)初回督促

滞納発生の原因の一つに、単純な納付失念から返済金額が累積して納付意欲を失うケースがある。こうした事例を回避するため、納期限から2週間を経過しても、納入確認できない場合は、その納期限の翌日から原則として20日以内に債務者に対して督促状を送付することとしている。また、督促状の送付と併せて電話による催告の実施も奨励されている。地方自治体の行う初回督促は、地方自治法第236条の規定により、公債権及び私債権のいずれについても民法の規定にかかわらず、時効の中断効果があるが、2回目以降の督促行為は、民法の催告に該当し、それだけでは時効の中断効果はない。

督促状を発行するときは、滞納整理票を作成し、送付担当者名、債務者名、宛先住所、債権内容、督促記録、送付日、送付方法（普通郵便など）等を記載して保存しなければならない。また、滞納整理票には2回目以降の催告状の送付や電話による催告等についても詳細に記載することになっている。

(2)催告

納期限から2ヶ月以上経過してなお納入されない場合においては、催告状を送付し、必要に応じて、呼び出し状を同封の上、その出頭を求め、滞納原因等について調査するとともに、滞納債務の納入計画について指導する。

(3)直接対話

電話や呼出状により面会の機会を設けることが奨励されている。直接対話により、債務者から事情を聴取し、債務者の経済状況にあった返済方法・計画を検討することになる。また、必要に応じて、債務承認書を徴収し、時効の中断を図ることとしている。

3.1.2 中期対応

(1)連帯保証人への連絡等

債務者が呼出状による呼出しに応じない場合や返済に対する誠意が見受けられないような場合には、連帯保証人に対して債務滞納額通知書を送付する。

納期限から4ヶ月以上経過してなお納入されない場合には、催告状兼連帯保証人請求予告状を送付する。この段階まで未収状態が継続した債権でその金額が高額なものについては強制執行受諾文言付公正証書による債務弁済契約の締結を要求することになる。

(2)連帯保証人に対する履行請求書の送付

催告状兼連帯保証人請求予告状を送付して、なお納入されない場合には、連帯保証人に対して履行請求書を送付する。

(3)最終催告実施の検討

連帯保証人に対する履行請求書の送付まで実施し、なお滞納額の納付がない場合は、滞納者について、その滞納額、納入状況、資力その他の事情を総合的に勘案し、最終催告を行うかどうかを決定する。最終催告とは、単なる催告にとどまらず、この催告によっても納付がない場合には、法的措置を実施することを予告するものである。

3.1.3 最終催告状の送付

滞納者の滞納金額、納入状況、資力その他の事情を総合的に勘案した結果、最終催告を実施すべきと判断した先には、最終催告状を送付することにより改めて納付を促すとともに、この催告によっても納付がない場合には法的措置を実施することを予告することになる。相手方へ到達したかの確認を確実にするため、最終催告状の送付は内容証明及び配達証明により行う。

内容証明郵便とは、どのような内容の文書が差し出されたかを差出人が作成した謄本によって、郵便法の規定により証明されるものである。内容証明とする理由は、文書が催告状であることを証明し、もって時効の中断を確実にするためであり、配達証明郵便と併せることにより、催告とそれに続く法定手続による時効中断の時点である催告状到達時がいつであるかの証拠にもなる。

3.2 法的措置（強制執行）による回収

3.2.1 総論

法的措置による債権回収は、裁判所に強制執行の申立を行い、裁判所の関与の下で債務者の財産を差し押さえ、そこから金銭の回収を図るものである。

強制執行を行うための一般的要件は次のとおりである。

(1) 請求債権が存在すること

債務名義表示の請求債権が現存していることが必要であるが、その全額が現存している必要はなく、一部について回収されているときには、その残存債権について強制執行することも可能である。また、債務名義表示の請求権の一部について強制執行をすることも、その旨を明示すれば可能である。

(2) 執行力のある債務名義の正本があること

強制執行は、債務名義に基づいて実施されるが、強制執行の申立を行うためには、単なる債務名義の正本を提出するだけではならず、執行文の付され

た債務名義の正本を提出する必要がある。民事執行法に定める債務名義には次のものがある。

- ・ 確定判決
- ・ 仮執行宣言付の判決
- ・ 抗告によらなければ不服を申し立てることが出来ない裁判
- ・ 仮執行宣言付の支払督促
- ・ 執行証書（債務者の直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されたもの）
- ・ 確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断
- ・ 確定判決と同一の効力を有するもの（和解調書、調停調書等）

(3)債務名義の正本又は謄本が債務者に送達されていること

債務名義の正本又は謄本があらかじめ、または、同時に債務者に送達されていなければならない。判決であれば当然に原告、被告の双方に送達されるが、和解で裁判が終了した場合、和解調書の正本は申立をしないと送達されない。和解成立の際に調書の正本の送達の申立をしておく必要がある。執行証書を作成したときも、公証人に相手方への送達を依頼しておく必要がある。

(4)その他

弁済期が到来していること、担保の提供が必要なときに担保が提供されていること、債務者の給付が反対給付との引換にすべきものであるときに債権者が反対給付またはその提供をしたことが必要である。

3.2.2 強制執行

強制執行の方法は大きく以下の5つに分類される。

(1)公正証書

あらかじめ債務者と合意の上で作成された強制執行受諾文言付公正証書の提出により債務者等の住所を所管する地方裁判所に申立を行う方法である。

(2)支払督促

支払督促とは、金銭の支払を目的とする債権がある場合に債権者の申立だけに基づいて、簡易裁判所書記官が書面審査を行った上で督促を発する略式の手続である。出頭や証拠調べがないことから手続がはやく、手数料も訴訟の1/2と安価であり、相手方から異議申立がなければ仮執行宣言を得て強制執行できる。

債務者の住所がわからない場合は利用できず、申立をする簡易裁判所は債務者の住所を管轄する裁判所に限られるが、金銭債権の迅速な処理のため利用される手続である。支払督促には議会の議決は必要ないが、債務者からの異議申立により訴訟に移行した場合には議会の議決が必要となる。

(3)即決和解

即決和解とは、訴えを提起する前に当事者双方が簡易裁判所に出頭して行う和解である。公正証書及び支払督促による強制執行は、金銭債権に対する強制執行の効力を有するのみで、例えば、京都府所有物の明渡の強制執行力を有しないため、金銭債権以外の強制執行力を担保するためには、判決や即決和解が必要となる。即決和解は議会の議決が必要となる。

(4)訴訟

公権力により法律的に解決調整するために、当事者双方を関与させて審判する手続であり、裁判所に対して原告がその請求を提示して一定内容の判決を要求する訴訟行為（訴えの提起）による。訴えの提起については、議会の議決が必要となる。

(5)少額訴訟

原則として、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所で訴えの提起を行う。少額訴訟は原則として1回の期日で審理を完了して直ちに判決が言い渡されるため、期日までにすべての言い分、証拠書類、証人等を提出・準備する必要がある。

第3 監査の結果及び意見

1 全体的事項

1.1 監査対象とした債権

監査対象債権は、私債権のうち未収債権額が1,000万円以上のものとした。債権は大きく分けて公債権と私債権に分類される。公債権とは府税のように、京都府が公権力の発動として、法律又は条例により、府民等に対して一方的に金銭の支払を請求できるもので、5年で消滅時効にかかり、時効の完成により直ちに消滅する（援用は不要）ものである。一方、私債権とは、公債権以外の債権で京都府と相手方との間の契約に基づき京都府が相手方に対して金銭の支払を請求できるもので、原則10年で消滅時効にかかり、債権の消滅には債務者による時効の援用が必要となるものである。このように債権の種類により、徴収方法や時効の援用に違いが生じることから、今回の監査対象債権は未収が生じた場合の対応がより困難である私債権とした。

公債権と私債権の取扱の違いは以下のとおりである。

【表 1.1】 公債権と私債権の取扱の違いについて

	公債権		私債権			
	税法準拠債権	税法非準拠債権	商事債権	非商事債権		
主な債権	府税、 河川占用料、 道路占用料、 車両放置違反金	児童扶養手当過払 返還金、生活保護過 払返還金、福祉手当 等返還金	中小企業貸付 金、母子父子 寡婦福祉資金 (事業用) 等	母子父子寡婦福祉資金（修学 用）、高等学校等修学資金貸付 返還金 等		
債権 区分	地方自治法 231条 の3 第1項～3項	地方自治法 231条 の3 第1項、2項	地方自治法施行令 171条			
時効	5年 地方自治法 236条 個別法 府税 地方税法 18条	5年 地方自治法 236条	5年 商法 522条 商行為（商法 501条から503 条までにおい	医療債権	3年	民法 170条
				定期給付 債権（住宅 家賃等）	5年	民法 169条
				一般債権	10年	民法 167条

	放置違反金 地方自治法 236条 道路占用料 道路法 73条 河川占用料 河川法 74条		て規定) に伴 う貸付金(製造 業、加工業、 販売業、飲食 業等の事業性 貸付金) 等				
	時効の援用なしに債権が消滅		時効の援用があつてはじめて債権が消滅				
強制徴収	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">督促</div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="text-align: center;">(地方税法 各税目毎に)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">差押</div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="text-align: center;">(地方税法 各税目毎に)</div> <p>※ 国税の滞納処の 例による</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">督促</div> <div style="margin: 5px 0;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">強制執行</div> <div style="margin: 5px 0;">├──</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">担保権の実行</div> <div style="margin: 5px 0;">├──</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">債務名義に基づく強制執行</div> <div style="margin: 5px 0;">└──</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">訴訟手続等</div> </div>	(令 171条)	(令 171条の2)	(令 171条の2 第1号)	(令 171条の2 第2号)	(令 171条の2 第3号)
質問 検査権	あり	なし					

また、回収に係るコストも重要な論点になることを踏まえて、平成 25 年度末の未収債権額が 1,000 万円以上のものを対象とした。その結果、監査対象債権となったのは、中小企業経営基盤強化資金貸付返還金、高等学校等修学資金貸付返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付返還金、府営住宅使用料、府立病院未収金、企業立地補助金返還金、農業改良資金貸付返還金、看護師等修学資金貸付返還金、心身障害者扶養共済制度掛金、高等学校等修学資金過年度過払戻入金の 10 の債権である。

1.2 未収債権の状況

平成21年度末から25年度末における監査対象債権の状況は以下のとおりである。

【表 1.2 の 1】平成21～25年度末における監査対象債権の状況

(単位：千円)

資 金 名	H21年度末 未収債権額	H22年度末 未収債権額	H23年度末 未収債権額	H24年度末 未収債権額	H25年度末 未収債権額	対前年増減 (H24→H25)		(参考) 対H21年度 増減率
						増減金額	増減率	
中小企業経営基盤強化資金 貸付返還金(特会)	1,407,401	1,403,614	1,392,717	1,430,761	1,324,253	▲106,508	▲7.4%	▲5.9%
高等学校等修学資金貸付返 還金	168,614	263,387	367,102	474,943	556,994	82,050	17.3%	230.3%
母子父子寡婦福祉資金貸付 返還金(特会)	313,023	319,663	311,378	307,414	297,919	▲9,495	▲3.1%	▲4.8%
府営住宅使用料	293,701	289,494	270,086	249,625	226,377	▲23,248	▲9.3%	▲22.9%
府立病院未収金(公企会)	66,829	67,450	67,079	61,313	23,361	▲37,952	▲61.9%	▲65.0%
企業立地補助金返還金	47,976	47,976	47,976	99,391	69,696	▲29,695	▲29.9%	45.3%
農業改良資金貸付返還金 (特会)	43,562	39,758	35,388	32,352	28,862	▲3,490	▲10.8%	▲33.7%
看護師等修学資金貸付返還 金	28,018	30,284	28,630	22,864	15,977	▲6,887	▲30.1%	▲43.0%
心身障害者扶養共済制度掛 金	19,611	19,596	19,376	17,945	17,602	▲343	▲1.9%	▲10.2%
高等学校等修学資金過年度 過払戻入金	11,792	14,178	17,950	20,027	21,673	1,646	8.2%	83.8%
全 債 権 計	2,400,526	2,495,400	2,557,682	2,716,636	2,582,714	▲133,922	▲4.9%	7.6%

対象債権のうち平成25年度末において未収債権額が増加傾向にあるのは高等学校等修学資金貸付返還金のみであり、それ以外の債権については減少していることが分かる。しかし、そのすべてが回収によるものではなく履行延期の特約等に伴う調定減額や不納欠損処分によるものも含まれているので注意が必要である。調定減額とは、履行延期の特約等により過去に調定した歳入に係る債権を繰戻す会計上の処理であり、不納欠損処分とは、調定した歳入に係る債権が回収不能となった場合に行う会計上の損失処理である。

また、未収債権の回収のためには早期対応が不可欠であるが、平成23年度から平成25年度の未収債権につき、その発生時期と回収率を現年度分と過年度分に分けて分析した。その状況は以下のとおりである。現年度分の回収率は概ね90%前後であるが、過年度分になると極端に回収率が悪化することが分かる。

【表 1.2 の 2】平成 23～25 年度の未収債権の現年・過年度収入の状況

(単位：千円)

資金名		H23年度				H24年度				H25年度			
		調定額	未収額	回収率	件数	調定額	未収額	回収率	件数	調定額	未収額	回収率	件数
中小企業経営 基盤強化資金 貸付返還金 (特会)	現年度分	648,741	32,612	95.0%	3	1,607,223	55,341	81.3%	4	497,723	33,142	93.3%	3
	過年度分	1,403,630	1,360,105	3.1%	46	1,392,717	1,375,420	1.2%	46	1,430,761	1,291,111	9.8%	46
	不納欠損額	0				245,610				0			
高等学校等修 学資金貸付返 還金	現年度分	641,142	116,343	81.9%	21,180	747,499	124,452	83.4%	23,213	859,383	128,200	85.1%	24,393
	過年度分	263,387	250,759	4.8%	41,157	364,945	350,492	4.0%	57,944	451,839	428,794	5.1%	73,562
	不納欠損額	0				0				0			
母子父子寡婦 福祉資金貸付 返還金(特 会)	現年度分	322,142	33,493	89.6%	3,558	334,928	34,378	88.9%	4,806	322,077	30,506	90.5%	4,412
	過年度分	317,464	277,885	9.3%	44,975	307,233	273,036	9.2%	44,269	304,312	267,413	9.4%	43,552
	不納欠損額	9,965				8,701				8,334			
府営住宅使用 料	現年度分	3,241,602	47,209	98.5%	2,335	3,246,813	43,021	98.7%	2,017	3,236,508	38,173	98.8%	1,846
	過年度分	289,396	222,877	16.7%	10,741	270,503	206,604	15.8%	10,175	249,551	188,204	15.8%	9,867
	不納欠損額	18,098				21,164				21,867			
府立病院未収 金(公企会)	現年度分	6,480,279	31,194	99.5%	517	5,178,725	29,587	99.4%	432	110,938	12,645	88.6%	231
	過年度分	1,101,727	35,885	96.7%	305	67,079	31,726	42.0%	334	23,843	10,716	51.2%	73
	不納欠損額	260				7,161				930			
企業立地補助 金返還金	現年度分	0	0	—	0	51,415	51,415	0.0%	2	11,949	0	1.9%	0
	過年度分	47,976	47,976	0.0%	1	47,976	47,976	0.0%	1	99,391	69,696	0.6%	2
	不納欠損額	0				0				40,873			
農業改良資金 貸付返還金 (特会)	現年度分	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	0
	過年度分	38,424	35,388	7.9%	9	35,388	32,352	8.6%	8	32,352	28,862	10.8%	6
	不納欠損額	0				0				0			
看護師等修学 資金貸付返還 金	現年度分	80,099	7,317	90.9%	257	72,258	4,984	93.1%	190	76,678	3,082	96.0%	192
	過年度分	25,062	21,313	15.0%	612	21,465	17,880	16.7%	515	15,397	12,896	16.2%	423
	不納欠損額	0				0				0			
心身障害者扶 養共済制度掛 金	現年度分	70,066	990	98.6%	46	64,742	1,455	97.8%	46	59,852	1,426	97.6%	57
	過年度分	19,596	18,385	5.7%	1,264	19,376	16,490	9.1%	1,078	17,945	16,176	7.4%	1,039
	不納欠損額	98				1,113				440			
高等学校等修 学資金過年度 過払戻入金	現年度分	4,049	3,867	4.5%	180	3,102	2,420	22.0%	139	2,773	1,841	33.6%	124
	過年度分	14,178	14,084	0.7%	1,384	17,950	17,608	1.9%	1,556	19,901	19,832	0.3%	1,682
	不納欠損額	0				0				0			

※注1 調定外過誤納金を含んだ数値である。

2 未収金額が1千万円未満の少額債権は、「その他」項目に集約している。

府立病院未収金の現年度分の未収額には請求時期が年度をまたぐだけの支払期限内のいわゆる正常債権も含まれている。いわゆる正常債権を除いた実質的な未収額は平成 24 年度、平成 25 年度でそれぞれ 4,314 千円、3,608 千円である。

現年度分の回収率については、企業立地補助金返還金が 1.9%と極端に低い数値となっているが、これは過年度に確定済みの返還金の不納欠損処分に伴う加算金(延滞金)が現年度分として計上されたことによるもので、新規案件に係るものではない。

現年度分の未収額については、高等学校等修学資金貸付返還金の 1 億 28 百万円が突出して高額となっている。

未収債権の管理の効率性を考える上では、金額もさることながらその取扱件数も重要な視点である。平成 25 年度における監査対象債権にかかる対象者数は以下のとおりであるが、高等学校等修学資金貸付返還金の対象者が突出して多く 3,228 人となっており、次いで府営住宅使用料 1,484 人、母子父子寡婦福祉資金貸付返還金 1,214 人となっている。高等学校等修学資金貸付返還金については、債権回収に当たってサービサーによる文書・電話催告を開始しており、併せて弁護士委任も導入している。母子父子寡婦福祉資金貸付返還金、府営住宅使用料及び看護師等修学資金貸付返還金についても弁護士委任を導入している。

【表 1.2 の 3】平成 25 年度末の監査対象債権にかかる対象者数

(単位：人、円)

債 権 名	所管課	実人数	未収金額
中小企業経営基盤強化資金貸付返還金（特会）	商業・経営支援課	46	1,324,252,800
高等学校等修学貸付返還金	高校教育課	3,228	556,993,903
母子父子寡婦福祉資金貸付返還金（特会）	家庭支援課	1,214	297,919,145
府営住宅使用料	住宅課	1,484	226,376,502
府立病院未収金	医療課	294	23,360,969
企業立地補助金返還金	産業立地課	2	69,696,000
農業改良資金貸付返還金（特会）	担い手支援課、林務課	2	28,862,380
看護師等修学資金貸付返還金	医療課	83	15,977,320
心身障害者扶養共済制度掛金	障害者支援課	84	17,601,990
高等学校等修学資金過年度過払戻入金	高校教育課	404	21,672,900
債 権 計		6,841	2,582,713,909

※注 1 調定外過誤納金を含んだ数値

1.3 不納欠損処分状況

不納欠損処分とは、調定した歳入に係る債権の消滅、放棄等により当該調定の収入が不可能となった場合に収入不能額について行う会計上の損失処理である。

不納欠損処分すべき事由は以下のとおりである。

① 債権の消滅

(ア)時効による消滅

(イ)破産手続終結等による会社の解散

② 免除（債権放棄）

(ア)議会の議決による債権放棄

(イ)債権管理条例第 5 条による債権放棄

私債権について消滅時効が完成し、次のいずれかに該当するとき

- ・ 債務者の住所及び居所が不明である（面会、文書の送付その他の方法により債務者に接触することができない状態を含む）場合
- ・ 特定相続人の全部又は一部を確知することができなかった場合
- ・ 債務者が時効の援用の意思を示すことが困難であると認められる場合
- ・ 債務者である法人がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押さえることのできる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合

(ウ)地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定による免除

- ・ 債務者又は債務者が貸付を行った第三者の無資力状態を理由として、履行延期の特約等がなされた債権について、最初の履行延期の特約等を実施した日から 10 年を経過してなお無資力状態が継続し、かつ、弁済できる見込がないと認められる場合

③ その他

地方税法等により個別に納入義務の消滅が規定されているもの

平成 21 年度から 25 年度までの不納欠損の状況は以下のとおりである。特に大きな不納欠損処分としては、平成 24 年度の中小企業経営基盤強化資金貸付返還金 2 億 46 百万円と平成 25 年度の企業立地補助金返還金 41 百万円が挙げられる。それ以外には府営住宅使用料が平成 23 年度、24 年度、25 年度にそれぞれ 18 百万円、21 百万円、22 百万円を不納欠損処分している。

【表 1.3】平成 21～25 年度の不納欠損の状況

(単位：千円)

資金名	H21年度 不納欠損額	H22年度 不納欠損額	H23年度 不納欠損額	H24年度		H25年度	
				不納欠損額	うち債権管理 条例適用分	不納欠損額	うち債権管理 条例適用分
中小企業経営基盤強化資金貸付 返還金(特会)	0	0	0	245,610	0	0	0
高等学校等修学資金貸付返還金	0	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付返還 金(特会)	0	0	9,965	8,701	764	8,334	3,966
府営住宅使用料	1,804	4,068	18,098	21,164	155	21,867	0
府立病院未収金(公企会)	0	0	260	7,161	0	930	0
企業立地補助金返還金	0	0	0	0	0	40,873	0
農業改良資金貸付返還金 (特会)	0	0	0	0	0	0	0
看護師等修学資金貸付返還金	0	0	0	0	0	0	0
心身障害者扶養共済制度掛金	0	0	98	1,113	185	440	0
高等学校等修学資金過年度過払 戻入金	0	0	0	0	0	0	0
債権計	1,804	4,068	28,421	283,749	1,104	72,444	3,966

※注1 調定外過額納金を含んだ数値である。

1.4 履行延期の特約等

1.4.1 履行延期の特約等の概要

履行延期の特約とは、債務者の無資力状態等の地方自治法施行令第 171 条の 6 に規定された事由が生じたときに、当初に定めていた履行期限(納期限)を延期する特約(契約)又は処分のことである。

地方自治法施行令第 171 条の 6 による事由

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき
- ② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき
- ③ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき

- ④ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき
- ⑤ 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、上記①～③の一つに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき

履行延期の特約等により、まだ期限が到来していない場合は、延滞金等の発生を防止することができるが、特約等を行った時点で既に履行期限が経過していた場合は、経過した期間に応じた延滞金等が発生する。

延期の期間については法令上の制約はないが、特に資力状況が厳しい債務者であっても、今後の資力回復の可能性も踏まえ、京都府では原則、最長5年としている。

1.4.2 調定減額と債権管理のあり方

履行延期の特約等により履行期限が延長された未収債権は、特約後の履行期限が正規の期限となるため調定減額により会計上は未収債権が消滅することになる。

この点については、特約後の履行期限が正規の期限となる以上、従前の期限による調定を取り消して新たな期限に基づき改めて調定していくべきとの見方もある。しかし、一度でも返済条件の変更（以下、「リスク」）があった債権（以下、「リスク債権」）は、一度もリスクのない債権（以下、「正常債権」）に比べて回収可能性が低いと考えるのが一般的であり、企業会計においてはリスク債権と正常債権と区別して管理することが通例となっている。また、調定減額によって未収債権の回収実態を分かり難いものにしてい

る。にもかかわらず、リスク債権を正常債権と同列に扱うことになる調定減額は、債権管理上課題があると言わざるを得ない。

回収以外の未収債権の減少には不納欠損処分もあるが、不納欠損処分については、先述のとおり京都府として明示的にその金額等を管理しており実態把握が可能であることに加え、そもそも不納欠損処分は債権自体の消滅を意味しており以後の管理は不要となる。

1.5 延滞金等の徴収等の概要

(1)延滞金等の利率

平成 23 年 7 月の延滞金徴収条例の制定により、私債権も含め延滞金等の具体的な計算方法が規定され、法令等により不可能なものを除き、すべての債権の延滞金等について地方税の取扱に準拠し、原則 1,000 円未満は不徴収とされ、利率も税法非準拠債権については、債務者と合意のある場合を除いて民法を準用して 5%（商事債権は 6%）とされた。

しかし、監査対象となった債権にかかる各制度規定においては、一部を除いて延滞金等が高利率で課されることが謳われており、それらは延滞金徴収条例に優先することになる。そもそも監査対象債権の多くは経済的困窮者を救済する制度から生じた未収金であり、制度趣旨により無利息による貸付等となっている場合が多く、また、延滞した債権の多くは元本自体の回収もままならないのが実情である。中には特例により延滞金が課されない債権もある。

この点、延滞金等が高利率で課されることが制度上は謳われているものの、行方不明や事業自体の破綻により、結局のところ実質的には延滞金等を課することが出来ない、あるいは、課したとしても回収できない場合が多い。実際、高等学校等修学資金貸付返還金、看護師等修学資金貸付返還金に関しては、延滞金等が課されてそれが回収された事例はない。

一方で、農業改良資金貸付返還金では会社代表者の死亡後、会社を引き継いだ代表者夫人が国の法律に基づく利率とはいえ 12.25%の延滞金を支払い

続けているという事例もある。

実質的に延滞金が課されていない制度もある中で、滞納しながらもようやく債権を完済した対象者が、このような高い利率の延滞金を支払うことは、たとえ延滞金に遅延利息や懲罰的意味合いがあるにしても、その取扱に制度間での温度差を感じる。

監査対象となった債権の延滞金等の状況は以下のとおりである。

【表 1.5】 監査対象債権にかかる延滞金等の状況

債権名	利率	根拠
高等学校等修学資金貸付返還金	年10.75%	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則 第17条
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金	年10.75%	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 第17条
看護師等修学資金貸付返還金	年14.5%	京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則 第10条
中小企業経営基盤強化資金貸付返還金	小規模企業者等設備導入資金：年10.75%、高度化資金：年10.75%	京都府中小企業近代化資金貸付等規則 第10条（貸付当時）
農業改良資金貸付返還金（農業）	年12.25%	農業改良資金助成法 第11条
農業改良資金貸付返還金（林業）	年12.25%	林業・木材産業改善資金助成法 第11条
企業立地補助金返還金	年10.95%	補助金等の交付に関する規則（第18条第4項）
府営住宅使用料	年5%	京都府延滞金等の徴収に関する条例
心身障害者扶養共済制度掛金	民法第404条に規定する利率	京都府延滞金等の徴収に関する条例 第4条第1項第3号
府立病院未収金	府立病院未収金（診療報酬債権）は延滞金徴収の対象外	京都府延滞金等の徴収に関する条例 第3条第2項及び同条例施行規則第1条第6号

(2)延滞金等の減免

延滞金徴収条例には、災害等やむを得ない場合は減免できる旨が規定されているが、延滞金等が減免される場合は下記のとおりである。

- ① 滞納者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかった場合
- ② 滞納者又は滞納者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した

場合

- ③ 滞納者がその事業を廃止し、又は休止した場合
- ④ 滞納者がその事業につき著しい損失を受けた場合
- ⑤ 滞納者が京都府の歳入の納付について誠実な意思を有すると認められ、かつ、滞納者の財産を差し押さえて売却することを直ちに実施した場合には、滞納者の事業継続又は滞納者の生活の維持を困難にするおそれがある場合
- ⑥ 滞納者が京都府の歳入の納付について誠実な意思を有すると認められ、かつ、滞納者の財産を差し押さえて売却することを直ちに実施しない方が、滞納に係る歳入及び最近において納付すべきこととなる他の歳入の徴収上有利である場合
- ⑦ 滞納者に差押をすることが出来る財産がない場合
- ⑧ 差押をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合
- ⑨ 滞納者の所在及び差押をすることができる財産がともに不明である場合
- ⑩ 上述のいずれかに該当する事実と類する事実があった場合

このように延滞金等については、厳正に対応できるように、また、延滞金等の徴収にかかる費用対効果を勘案して柔軟な対応が取れるように条例が制定されている。

(3)延滞金等の認識時期

民間の取引においては遅延が発生した時点で遅延利息を算定するのが一般的であるのに対し、京都府における延滞金の調定時期は元本完済後となっている。部局によっては、調定を待つまでもなく延滞の発生と同時に別途延滞金額を把握して督促の対象としているところもあるが、制度上は債権として調定されず相手先にその金額を知らせることはない。この取扱では延滞金もれつきとした債権であるにもかかわらず、元本完済まで債権として認識し

ないことになり債権管理上の問題がある。

1.6 監査の結果

先述のとおり、京都府においては平成 21 年 6 月において債権管理プロジェクトチームを立ち上げ、未収債権の減少に取り組んでいるところであり、一定の成果が上がっているものと評価できる。しかし一方で、債権管理プロジェクトチームの立ち上げ以前に発生した未収債権の中には、長期間にわたり制度上の不備が手つかずのまま抜本的な対応がなされず放置されてきたと言わざるを得ないものも残されている。これらの詳細については後章に譲るが、総合的に見て未収債権の管理について更なる検討課題として以下の事項について触れておきたい。

1.6.1 指摘事項

(1)延滞金等の取扱

監査対象となった債権にかかる各制度規定においては、一部を除いて延滞金等が 10%を超える高利率で課されることが謳われており、それらは延滞金徴収条例（5%（商事債権は 6%））に優先することになる。そもそも監査対象債権の多くは経済的困窮者を救済する制度から生じた未収金であり、制度趣旨により無利息による貸付等となっている場合が多く、中には特例により延滞金が課されない債権もある。

この点、対象者の行方不明や事業自体の破綻により、実質的には延滞金等を課することが出来ない、あるいは、課したとしても回収できない場合が多い。実際、ある制度では、延滞金等が課されてそれが回収された事例がない一方で、他の制度では、滞納しながらもようやく元本を完済した対象者が、このような高い利率の延滞金を支払い続けている。たとえ延滞金に遅延利息や懲罰的意味合いがあるにしても、制度間における取扱の違いと制度趣旨から理不尽さを感じる。法令等の定めにより制度上それがかなわない場合には、少なくとも京都府として問題提起していくべきである。

以上のことを総括して次の 2 点について申し述べたい。

- ① 規則で定める延滞金等の利率が民法の規定を上回る高等学校等修学資金貸付返還金及び看護師等修学資金貸付返還金は、特段の事情がない限り少なくとも民法規定の水準まで利率を下げ、各制度間で統一的に運用すべきである。
- ② 悪質滞納者を除く制度趣旨に応じた誠意ある債務者に対しては、特段の事情がない限り各制度間で公平に延滞金等の減免規定を有効に活用して延滞金等の減免を実施すべきである。これにより制度趣旨を全うできるだけでなく、延滞金等にかかる調定及び納入通知書作成に係る人件費、納入通知書の郵送費用、金融機関への収納手数料、収納情報のデータ化費用、消込費用等のコストなどの管理費用の削減にもなる。

(2)外部委託にかかる費用対効果の検証

平成 22 年 2 月からは、福祉的な観点も踏まえつつ、専門的、第三者的な立場から困難案件の解消を図るため、弁護士委任を活用している。弁護士委任を導入している債権は、母子父子寡婦福祉資金貸付返還金（平成 22 年 2 月）、府営住宅使用料（平成 25 年 3 月）、看護師等修学資金貸付返還金（平成 26 年 1 月）、高等学校等修学資金貸付返還金（平成 26 年 2 月）の四つで、いずれも、対象債権額及び対象者の多い債権であり弁護士委任の導入は一定の効果が見込まれる。府営住宅使用料の場合は、回収金額の一定割合が弁護士報酬となる完全歩合制であるため歩合金額が不当に高額でない限り弁護士委任に関しては経済合理性が担保されている。一方で、他の三つは郵送料等の実費を除き一件当たり一律 3 万 5 千円と低額であるが、回収できるか否かにかかわらず報酬が発生する。これまではその費用を上回る回収効果を得てきたとのことであるが、今後は高等学校等修学資金貸付返還金が著しく増

加することが予想されるため、その効果を測る客観的基準を定め一定期間経過後に検証する必要がある。

1.6.2 意見

(1)未収債権の分類と回収不能債権の効率的管理

監査対象とした債権は、それぞれの制度趣旨に基づき金銭が貸与され又は支払義務が発生したものの、諸事情により返済・支払が遅延しているものであり、その多くが回収困難に陥っている。中には返済・支払意思があるのか疑問に思うような悪質な事例もあるが、そもそも行政機関としての京都府が抱える殆どの私債権は、社会的弱者救済のための制度の中から生じたもので、債務者自体が民間の金融機関からは借入が困難な低所得者層や経営基盤の不安定なものであるから、一定割合が回収困難になることは制度が抱える構造的な問題とも言える。一方で、同じ境遇にありながら約束通り返済しているものが大多数であることに鑑みれば、公平性の観点からの対応も必要となることは言うまでもない。

未収債権の管理については、平成 21 年 8 月に「未収債権対策基本方針」及び手引きが作成されており、京都府職員にとっての統一的具体的な指針が示されている。また、平成 22 年 4 月には債権管理の適正化を促すため会計規則の改正等が実施され、平成 23 年 7 月には「債権管理条例」並びに「延滞金徴収条例」が施行されることにより債権管理の適正化に向けた対応が制度的に担保されることとなった。

債権管理プロジェクトチームが発足してから既に 5 年経過しており、その間研修や条例の整備をはじめ様々な対応がとられてきたが、それぞれの制度趣旨や債務者の状況の違い、また、責任の所在の明確化の観点から未収債権の管理は、これまでは債権の発生した部局単位で行われてきた。上記のとおり債権管理の手法が全部局にわたり統一的に体系化されてきた現在において、また、今後の未収債権の増加が予想される中、限られた人的・物的資源

を有効に活用したなお一層効率的な債権管理の仕組みを検討すべき時期に来ていると考える。

そもそも未収債権の発生は制度が抱える構造的な問題でもあるので、一定割合で回収不能債権が発生することは予定しておかなければならないが、特に、高等学校等修学資金貸付は今後の金額並びに件数の増加は避けられず、その規模が大きいことから未収債権に占める割合も相当大きなものとなることが予想される。また、中小企業経営基盤強化資金貸付では既に制度自体が終了しているものの昭和 30 年代に発生した未収をいつまでも管理しているような状況となっている。

各部局においては変化する環境の中、京都府の直面する課題に対して創造的かつ効果的に前向きな施策を適時に実施していくためには、施策遂行に伴い不可避免的に発生する債権回収に多くの時間を費やすことは得策でない。しかしながら、制度に付随して発生する未収債権の管理は公平性の観点から適切な取扱が必要となる。

そこで、例えば、未収債権の中でも延滞発生から一定期間が経過し、これ以上手を尽くしても回収困難な債権を一定の客観的基準により選別し、それらの債権については通常の未収債権と区別して一括管理していくべきと考える。

こうした手間のかかる割に回収効果を見込めない未収債権をまとめて別管理することで、回収効果の高い早期対応や福祉的観点から配慮が必要となる案件へ職員が集中できる。そうすることによって滞ってはいるものの回収過程にある債権に対して、債務者の状況や制度趣旨に精通した担当部局がよりきめ細かく対応することが可能であり、担当部局による一定の当事者責任も果たすことができる。

また、こうした回収効果を見込めない未収債権に多大な時間とエネルギーを投入することは、未収債権に対する管理コストの面からも非効率であり、債権分類を進めることにより未収債権の管理コストを圧縮することが期待できる。

(2)高校生等修学支援事業と母子父子寡婦福祉資金貸付事業における修学資金制度のあり方

京都府の制度全体の運営の観点から、各制度に投じる人的・資金的・時間的・事務的コスト等については、何らかの形でバランスのとれたものになっているかを意識して指標を設けるなどして検証することが必要である。

今回の対象債権に限って言うならば、高等学校への修学資金貸与は高校生等修学支援事業と母子父子寡婦福祉資金貸付事業の両制度において実施されており、どちらもほぼ同じ内容となっている。それぞれ制度趣旨に基づいて実施されているわけだが、全体的な管理の視点からは非効率であると言わざるを得ない。

時代環境の変化、制度の改廃に応じて制度設計を横断的に見直し、体系的な制度へ作り直す必要性を感じる。

(3)未収債権の実態把握（調定減額及び延滞金等）

京都府における未収債権の状況は先述のとおりであるが、公表数値の集計方法について留意しておく事項が二つある。

一つは、当初の契約（返済計画）に照らせば返済が遅延している債権であっても、のちに契約（返済計画）を変更して返済を先延ばしにしたリスク債権については、未収債権として認識しないという点である。

もう一つは、ほぼすべての債権に関して滞納に付随して延滞金が発生するが、その延滞金については元本が完済されてはじめて未収債権として認識することになるという点である。

どちらも京都府における調定額の認識方法としては会計基準どおりの運用であって意図的に未収債権を小さく見せようとしているものではない。しかしながら、リスク債権も延滞金も未収債権に含めて把握しなければ、未収債権の正確な実態を把握したことにはならないが、現状では元金の回収が最優先され、そうした管理が積極的に行われていないため、今後のそれぞれの

制度自体や未収管理の在り方を検討するうえでの基礎資料としては不十分であると言わざるを得ない。

したがって、調定額としての金額の把握は基準どおりに進めるにしても、債権管理上は、実態金額を把握しておく必要があると考える。また、延滞金については、債務者に対して貸付等の段階から返済が滞れば延滞金が発生することを十分認識してもらうことも大事である。

(4)支払督促に係る事務の簡素化

回収困難と認められる債権をいつまでも認識して管理し続けることは事務の効率性の観点から好ましいことではないが、安易に管理対象から除外することは公平性の観点から問題がある。そこで、公平性を保ちつつ回収困難な債権を管理対象から制度的に除外するためには一定の手続が必要になる。

支払督促は、その手続の一つであり債権者の申立だけに基づいて実施可能であり、出頭や証拠調べがないことから手続がはやく、手数料も訴訟の1/2と安価であり、相手方から異議申立がなければ簡易裁判所の仮執行宣言を得て強制執行できる機動的な手続であり、債権の効率的な管理のために有用な手段である。

ただし、債務者からの異議申立により訴訟に移行した場合には、支払督促を実施した日に京都府が訴えを提起したと看做されるため、議会の議決が必要となる。

確かに、京都府が提訴する事案については慎重であるべきであり、提訴についての議会の議決が必要であることも分かる。しかし、支払督促は未収債権の回収のための手続の一環であり、京都府全体の未収の発生状況を勘案すると日常的に相当の件数について実施されることが予想される。事務手続の一環であり、相当の件数かつ個々に事情の異なる案件を一つ一つ審議する場として、議会は馴染まないように思う。

議会の閉会中は地方自治法に定める特に緊急を要する事件として例外的に知事の専決処分を行っており、また、府営住宅使用料の滞納による家屋明

渡等請求訴訟は議会の承認を得て知事の専決事項となっている。支払督促が、債務者からの異議申立により訴訟に移行した場合についても府営住宅使用料の場合と同様に知事の専決事項とすることが適当であると考ええる。

2 高校生等修学支援事業

2.1 制度の概要

高校生等修学支援事業は、4つの貸付制度から構成されており、所得に応じて利用できる制度が異なる。

2.1.1 制度の目的

勉学意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金・修学支度金の貸与（貸付）または金融機関からの融資（借入）について、利子の補助を行う制度である。

2.1.2 制度の種類

(1)高校生等修学支援事業（修学金）……月額を単位として貸与する奨学金

- ①高等学校等修学金貸与制度
- ②修学支援特別融資利子補給制度

(2)高校生等修学支援事業（修学支度金）……一時金として貸与する奨学金

- ③高等学校等修学支度金貸与制度
- ④修学支度金特別融資利子補給制度

貸与制度は京都府から生徒に直接貸与される制度であり、利子補給制度は保護者が金融機関から融資を利用する制度である。貸与制度では京都府が生徒に直接貸与するため、滞納が発生した場合には今回の監査対象である未収金となる。一方の、利子補給制度は京都府が融資利用者に利子（年利率 1.7%）を支払う制度であり、滞納が発生した場合には金融機関が対応し、貸倒リスクも金融機関が負担するため、今回の監査対象である京都府の未収金は発生しない。

また、本制度においては所得制限のみが設定されており、成績要件や人数制限は設定されていない。

以上の制度を、種類別の一覧表にすると【表 2.1.2】のとおりである。

【表 2.1.2】 高校生等修学支援事業の種類別一覧表

年収		修学金		修学支度金	
主たる生計維持者の年収概ね800万円超		修学金の利用不可		修学支度金の利用不可	
4人世帯全体の収入概ね472万円超		② 修学支援特別融資 利子補給 制度	◆保護者が金融機関の融資を利用 ◆融資限度額 ○国公立 648,000円 ○私立 1,080,000円		
4人世帯 全体の収入概ね 472万円 以下	主たる生計維持者の 年収150万円以上	① 高等学校 等修学金 貸与制度	◆生徒に京都府から貸与（貸付） ◆貸与月額 ○国公立 月18,000円以内 ○私立 月30,000円以内	④ 修学支度 金特別融 資利子補 給制度	◆保護者が金融機関の融資を利用 ◆融資額（入学一時金） ○国公立 50,000円 ○私立 250,000円
	主たる生計維持者の 年収150万円未満			③ 高等学校 等修学支 度金貸与 制度	◆生徒に京都府から貸与（貸付） ◆貸与額（入学一時金） ○国公立 50,000円 ○私立 250,000円
特記事項				◆京都府独自の追加施策 ◆新入生の利用可能	

2.1.3 制度の財源

高校生等修学支援事業の平成25年度における財源の内訳は【表 2.1.3】のとおりである。この内訳の中で京都府の負担は「一般財源」であり、「高等学校等修学支援基金繰入金」と「高校生等修学支援事業交付金」は国の負担となっている。また、「高等学校等修学資金元金収入」は修学生からの返還金である。なお、国の負担については平成26年度までの予定のため、今後は京都府の負担と修学生からの返還金のみで制度を運用する予定になっている。したがって、未収金の発生は京都府の負担増加につながり、返還金の回収がより重要な課題となる。

【表 2.1.3】 平成25年度高校生等修学支援事業財源内訳

(単位：千円)

財 源 内 訳			
高等学校等修学支援 基金繰入金	高校生等修学支援 事業交付金	高等学校等修学資金 元金収入	一般財源
130,313	279,759	754,228	398,420

2.1.4 制度の経緯

(1)平成 14 年度以降

文部科学省が地域改善対策修学奨励金事業を廃止後に創設した、一般対策事業補助金を活用して、平成 14 年度に京都府独自の制度として「京都府高等学校等修学資金貸与制度」を創設した。この制度は、京都府のセーフティネット事業の一環であり、成績要件・人数制限は設定されなかった。

【表 2.1.4 の 1】「京都府高等学校等修学資金貸与制度」の概要

項 目	京都府高等学校等修学資金貸与制度
所得基準	有
成績要件	無
人数制限	無（府のセーフティネット事業であり人数制限無し）
貸与額	国公立 月18,000円以内 私 立 月30,000円以内
周知方法	啓発資料の配布（中3時全員に2回、高校入学後高1全員に1回）
その他	要件は所得基準のみ <国庫補助1/2>
実 績	平成14年度 144人、 83,579千円 平成15年度 1,499人、 404,150千円 平成16年度 2,893人、 791,835千円

(2)平成 17 年度以降現在まで

独立行政法人日本学生支援機構の設立に伴い、日本育英会が廃止され、平成 17 年度に高校生対象の「日本育英会奨学金」が各都道府県に移管された。この制度には、成績要件・人数制限が設定されていた。

【表 2.1.4 の 2】「日本育英会奨学金」の概要

項 目	日本育英会奨学金
所得基準	有
成績要件	平均評定 中学成績3.5以上、高校成績3.0以上
人数制限	有（平成13年度 300人不採用）
貸与額	国公立 月18,000円以内 私 立 月30,000円以内
周知方法	中学・高校あて通知のみ
その他	平成15年度～ 原則インターネットによる申込み
実 績	平成14年度 1,201人 平成15年度 713人 平成16年度 495人

2.1.5 制度移管後の各都道府県における事業内容の相違点

(1)各都道府県における高校奨学金事業の貸与単価

【表 2.1.5 の 1】平成 26 年度各都道府県における高校奨学金事業の貸与単価

		日本育英会奨学金の貸与月額（円）				平成27年1月 京都府調査			
		貸与月額（円）							
		国公立		私 立					
		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外				
		18,000	23,000	30,000	35,000				
県名	奨学金名	貸与月額（円）							
		国公立		私 立					
		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外				
北海道	北海道高等学校奨学会奨学金	10,000円～25,000円まで選択制		10,000円～35,000円まで選択制					
青森県	青森県育英奨学会高等学校奨学金	日本育英会奨学金と同額							
岩手県	岩手県育英奨学会奨学金タイプA	日本育英会奨学金と同額							
宮城県	高等学校等育英奨学資金貸付	日本育英会奨学金と同額							
秋田県	高等学校等奨学金	日本育英会奨学金と同額							
山形県	山形県高等学校奨学金（育英奨学金）	日本育英会奨学金と同額							
福島県	福島県奨学資金	日本育英会奨学金と同額							
茨城県	茨城県育英奨学資金	日本育英会奨学金と同額							
栃木県	栃木県高等学校等修学資金	日本育英会奨学金と同額							
群馬県	群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金	日本育英会奨学金と同額							
埼玉県	埼玉県高等学校等奨学金	25,000円、20,000円、15,000円から選択		40,000円、30,000円、20,000円から選択					
千葉県	千葉県奨学資金	10,000円又は20,000円	15,000円又は25,000円	10,000、20,000、30,000円	15,000、25,000、35,000円				
東京都	東京都育英資金	日本育英会奨学金と同額		35,000円	40,000円				
神奈川県	神奈川県高等学校奨学金	18,000円又は20,000円	23,000円又は25,000円	30,000円又は40,000円	35,000円又は40,000円				
新潟県	新潟県奨学金	日本育英会奨学金と同額							
富山県	富山県奨学資金	日本育英会奨学金と同額							
石川県	石川県育英資金	日本育英会奨学金と同額							
福井県	福井県奨学金	日本育英会奨学金と同額							
山梨県	育英奨学金	日本育英会奨学金と同額							
長野県	長野県高等学校等奨学金	18,000円	18,000円	30,000円	30,000円				
岐阜県	岐阜県選奨生奨学金	日本育英会奨学金と同額又は+12,000円の選択制		日本育英会奨学金と同額又は+17,000円の選択制					
静岡県	静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金	日本育英会奨学金と同額							
愛知県	愛知県高等学校等奨学金	日本育英会奨学金と同額又は11,000円の選択制							
三重県	三重県高等学校等修学奨学金	8,000円～23,000円		20,000円～35,000円					
滋賀県	滋賀県奨学資金	日本育英会奨学金と同額							
京都府	京都府高等学校等修学金	日本育英会奨学金と同額を上限額とし、千円単位で選択可							
大阪府	大阪府育英会奨学金	【国公立・私立とも】 市町村民税所得割額（保護者合算）251,100円未満の方：「授業料実質負担額※+その他教育費10万円」の範囲内で希望する額 【私立のみ】 市町村民税所得割額（保護者合算）251,100円以上347,100円未満の方：24万円の範囲内で希望する額（授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額を上限）							

兵庫県	高等学校奨学資金	日本育英会奨学金と同額			
奈良県	高等学校等奨学金	日本育英会奨学金と同額			
和歌山県	和歌山県修学奨励金	日本育英会奨学金と同額			
鳥取県	鳥取県育英奨学資金	日本育英会奨学金と同額			
島根県	島根県育英会高等学校等奨学金	18,000円	23,000円	33,000円	38,000円
岡山県	岡山県育英会奨学金	日本育英会奨学金と同額			
広島県	広島県高等学校等奨学金（B区分）移管分	日本育英会奨学金と同額			
山口県	山口県ひとづくり財団奨学金	18,000円～30,000円	24,000円～29,000円	30,000円～41,000円	35,000円～41,000円
徳島県	徳島県奨学金	8,000円～18,000円	13,000円～23,000円	10,000円～30,000円	15,000円～35,000円
香川県	香川県高等学校等奨学金	5,000円～18,000円	5,000円～23,000円	5,000円～30,000円	5,000円～35,000円
愛媛県	愛媛県奨学資金	5,000円～18,000円	5,000円～23,000円	5,000円～30,000円	5,000円～35,000円
高知県	高知県高等学校等奨学金	18,000円又は23,000円の選択制		30,000円又は35,000円の選択制	
福岡県	福岡県高等学校等奨学金	10,000円～18,000円	15,000円～23,000円	10,000円～30,000円	15,000円～35,000円
佐賀県	佐賀県育英資金	18,000円を上限額とし、千円単位で選択可		30,000円を上限額とし、千円単位で選択可	
長崎県	長崎県育英会奨学金	10,000円又は18,000円	10,000円又は23,000円	10,000円～30,000円	10,000円～35,000円
熊本県	熊本県育英資金	8,000円～18,000円	13,000円～23,000円	10,000円～30,000円	15,000円～35,000円
大分県	高等学校等奨学金	日本育英会奨学金と同額			
宮崎県	宮崎県育英資金	9,000円～18,000円	12,000円～23,000円	15,000円～30,000円	18,000円～35,000円
鹿児島県	高等学校奨学金	日本育英会奨学金と同額			
沖縄県	高校育英奨学金	日本育英会奨学金と同額			

※ 各都道府県等のホームページに掲載されている内容を掲載

京都府の調査によると【表 2.1.5 の 1】のように、高校奨学金事業の貸与単価については、日本学生支援機構からの移管後も、「日本育英会奨学金」と同額もしくは同額前後を採用している都道府県が大多数を占めている。

京都府においても日本育英会奨学金と同額または同額未満で 1,000 円ごとの選択制を採用している。

(2)各都道府県における高校奨学金事業の収入基準

【表 2.1.5 の 2】平成 26 年度各都道府県における高校奨学金事業の収入基準

平成27年1月 京都府調査

＜日本育英会奨学金の収入基準＞ 主たる家計支持者1人の年収金額が800万円程度（4人世帯・給与所得の目安）					
県名	奨学金名	収入基準			収入金額のめやす（家族構成、家庭の状況に応じて異なる）
		育英会 に同じ	独自	なし	
北海道	北海道高等学校奨学会奨学金		○		家庭収入：国公立768万円、私立787万円以下（4人世帯・給与所得）
青森県	青森県育英奨学会高等学校奨学金		○		父母の収入713万円以下（4人世帯・給与所得）
岩手県	岩手県育英奨学会奨学金タイプA		○		家計支持者収入767万円以下（4人世帯・給与所得の世帯の目安）
宮城県	高等学校等育英奨学資金貸付		○		家計支持者収入779万円以下（4人世帯・給与所得の世帯の目安）
秋田県	高等学校等奨学金		○		世帯全員の所得の合計と、世帯人数等により算出
山形県	山形県高等学校奨学金（育英奨学）		○		家計支持者収入767万円以下（4人世帯・給与所得の世帯の目安）
福島県	福島県奨学資金		○		世帯収入785万円以下（4人世帯・給与所得の世帯の目安）
茨城県	茨城県育英奨学資金		○		家庭収入：国公立737万円、私立757万円以下（4人世帯・給与所得）
栃木県	栃木県高等学校等修学資金		○		世帯の総収入額が収入基準額の1.5倍以下の者
群馬県	群馬県教育文化事業団 高等学校等奨学金		○		親権者の収入の目安723万円（4人世帯・給与所得・1人だけが働いている場合）
埼玉県	埼玉県高等学校等奨学金		○		保護者の市町村民税所得割額で審査。小・中・高・大学生が3人以上の世帯については、基準を緩和。
千葉県	千葉県奨学資金		○		家計支持者収入：国公立693万円、私立724万円以下（4人世帯・給与所得の世帯の目安）
東京都	東京都育英資金		○		世帯収入790万円程度（4人世帯・給与所得の世帯の目安）
神奈川県	神奈川県高等学校奨学金		○		家計支持者の合計所得から算出される認定所得が554万円以下の者
新潟県	新潟県奨学金		○		保護者の収入770万円程度（4人世帯・給与所得の世帯の目安）
富山県	富山県奨学資金		○		世帯の収入の目安865万円（4人世帯・給与所得・1人だけが働いている場合）
石川県	石川県育英資金		○		父母双方の収入の目安980万円（4人世帯）
福井県	福井県奨学金			○	ホームページ掲載なし
山梨県	育英奨学金	○			
長野県	長野県高等学校等奨学金	○			
岐阜県	岐阜県選奨生奨学金		○		家計支持者の全収入がおおむね800万円以下
静岡県	静岡県高等学校等教育資金 及び高等学校等奨学金	○			
愛知県	愛知県高等学校等奨学金		○		父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額が230万円以下
三重県	三重県高等学校等修学奨学金		○		世帯の全収入が生活保護法の規定による基準の2倍以下の世帯に属している。
滋賀県	滋賀県奨学資金		○		前年の世帯の収入の年額が生活保護法における世帯の必要の年額の1.7倍（目安）
京都府	京都府高等学校等修学資金		○		生活保護基準の1.5倍を基準とした「所得基準額表」を設定している。 （ただし、これを超える場合は、主たる生計維持者の年収が約800万円までのものについては、保護者が金融機関融資を利用する「特別融資利子補給制度の対象となる。）
大阪府	大阪府育英会奨学金		○		【奨学資金】 《国公立》市町村民税所得割額父母等保護者合算251,100円未満（年収のめやす800万円未満） 《私立》市町村民税所得割額父母等保護者合算347,100円未満（年収のめやす1,000万円未満） ※年収めやすは、4人世帯の場合の一例
兵庫県	高等学校奨学資金		○		生計を主として維持している方の年間収入額の上限のめやすが、4人世帯680万円
奈良県	高等学校等奨学金		○		世帯の年間収入の合計額が生活保護基準額の1.5倍（育成奨学金は意欲がある生徒は3.0倍）まで。
和歌山県	和歌山県修学奨励金		○		世帯員全員の年間収入額が生活保護法による保護基準の2倍以下

鳥取県	鳥取県育英奨学資金		○		生計を一にする世帯全員の所得額合計から、特別控除額を差し引いた額が、世帯人員に応じた所得基準額以下であること。
島根県	島根県育英会高等学校等奨学金		○		収入の額が一定基準を超える時は選考対象外となることがある。
岡山県	岡山県育英会奨学金		○		父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が729万円程度（4人世帯・給与所得・収入源1人の場合）
広島県	広島県高等学校等奨学金分（B区分）移管分		○		父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が728万円以下（4人世帯・給与所得）
山口県	山口県ひとづくり財団奨学金		○		選考委員会で選考
徳島県	徳島県奨学金		○		世帯の認定所得が365万円（4人世帯）以下
香川県	香川県高等学校等奨学金		○		世帯全員の年間収入の合計金額およそ600万円以下（4人世帯）
愛媛県	愛媛県奨学資金		○		父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が693万円以下（4人世帯・給与所得）
高知県	高知県高等学校等奨学金		○		世帯全員の収入(所得)金額が582万円以下（4人世帯・給与所得）である世帯
福岡県	福岡県高等学校等奨学金		○		世帯の全収入額（年額）が 予約募集：世帯の全収入額（年額）が生活保護基準額の1.5倍以下 在学募集：世帯の全収入額（年額）が生活保護基準額の2.4倍以下
佐賀県	佐賀県育英資金		○		・学力基準を満たす場合：4人世帯の場合、保護者(父母両方)の年間所得金額が、概ね550万円以内 ・上記以外の場合：4人世帯の場合、保護者(父母両方)の年間所得金額が、概ね295万円以内
長崎県	長崎県育英会奨学金		○		世帯全員の収入金額が694万円以下（4人世帯・給与所得）である世帯
熊本県	熊本県育英資金		○		申請者の属する世帯員の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下
大分県	高等学校等奨学金		○		保護者の年間の全収入金額が790万円（4人世帯・給与所得）
宮崎県	宮崎県育英資金		○		家計状況・成績等を参考に判定の上、採用候補者を選考
鹿児島県	高等学校奨学金		○		父母等の認定所得金額が収入基準額以下であること
沖縄県	高校育英奨学金		○		世帯全員の年間収入の合計金額およそ737万円以下（4人世帯・給与所得）

3 43 0 1

※ 各都道府県等のホームページに掲載されている内容を集計

京都府の調査によると【表 2.1.5 の 2】のように、高校奨学金事業の収入基準については、日本学生支援機構からの移管後も、「日本育英会奨学金」と同様の基準を採用しているのが 3 県なのに対し、独自の基準を採用しているのが 43 都道府県と多数を占めている。京都府においても独自の基準を採用しており、生活保護基準の 1.5 倍を基準とした「所得基準額表」（ただし、これを超える場合は、主たる主計維持者の年収が約 800 万円までのものについては、保護者が金融機関融資を利用する「特別融資利子補給制度」の対象となる。）を採用している。

また、京都府が採用している「特別融資利子補給制度」は、保護者が金融機関の融資を利用し、京都府は融資利用者に対して、その融資に対する利子を支払うのみで、滞納時の対応や貸倒リスクを負わないという点において、合理的な方法であると言える。

なお、日本学生支援機構からの移管後に収入基準を廃止した都道府県は無

い。

(3)各都道府県における高校奨学金事業の学力基準

【表 2.1.5 の 3】平成 26 年度各都道府県における高校奨学金事業の学力基準

平成27年1月 京都府調査

＜日本育英会奨学金の学力基準＞ ○予約採用，在学採用（1年生） 中学成績3.5以上 ○在学採用（2年生以上） 高校成績3.0以上							
県名	奨学金名	学力基準					備考
		育英会 に同じ	独自	意欲	廃止	不明	
北海道	北海道高等学校奨学会奨学金		○				人物・学業ともに優れ、健康上修学に支障がない
青森県	青森県育英奨学会高等学校奨学金	○					
岩手県	岩手県育英奨学会奨学金タイプA	○					
宮城県	高等学校等育英奨学資金貸付		○				基準となる学習成績 3.5 学力特例該当者の学習成績 3.0
秋田県	高等学校等奨学金	○					
山形県	山形県高等学校奨学金(育英奨金)	○					
福島県	福島県奨学資金		○				中学1、2年時における評定平均が3.0以上
茨城県	茨城県育英奨学資金	○					
栃木県	栃木県高等学校等修学資金				○		
群馬県	群馬県教育文化事業団 高等学校等奨学金	○					学力要件に満たない場合には、学校長による特例推薦の制度がある。
埼玉県	埼玉県高等学校等奨学金			○			在学する高等学校等の長からの推薦
千葉県	千葉県奨学資金			○			修学意欲があり、かつ性行が正しい者であること
東京都	東京都育英資金			○			勉学意欲があると在学する中学校が推薦する方
神奈川県	神奈川県高等学校奨学金		○				進級、卒業の見込みがある者で学校長が推薦する者
新潟県	新潟県奨学金		○				高校1年生：中学3年間の評定平均3.0以上 高校2、3年生：高校申込時の評定平均3.0以上
富山県	富山県奨学資金			○			修学意欲があると在学が推薦する方
石川県	石川県育英資金				○		
福井県	福井県奨学金					○	ホームページに学力基準について掲載なし
山梨県	育英奨学金			○			向学心に富み有能な資質を持つ生徒であり、学業を確実に修了する見込があると学校長が認めるもの
長野県	長野県高等学校等奨学金		○				1年生・・・出身中学校における3年時の成績の評定平均値が2.6以上。ただし、2.3～2.5の場合は、入学者選抜の選考順位が全体の1/2以内の者も認める。 2年生以上・・・前学年の成績の評定平均値が2.4以上
岐阜県	岐阜県選奨生奨学金	○					
静岡県	静岡県高等学校等教育資金 及び高等学校等奨学金		○				原則：中学3.5以上、高校3.0以上
愛知県	愛知県高等学校等奨学金				○		
三重県	三重県高等学校等修学奨学金			○			

滋賀県	滋賀県奨学資金				○	
京都府	京都府高等学校等修学金				○	
大阪府	大阪府育英会奨学金				○	
兵庫県	高等学校奨学資金			○		
奈良県	高等学校等奨学金		○			評定平均値3.0以上
和歌山県	和歌山県修学奨励金				○	
鳥取県	鳥取県育英奨学資金				○	修学に対する意欲があり、生活態度等が良好な方
島根県	島根県育英会高等学校等奨学金		○			家計、学力：等を総合的に評価
岡山県	岡山県育英会奨学金		○			中学成績3.2以上
広島県	広島県高等学校等奨学金 (B区分)移管分	○				
山口県	山口県ひとづくり財団奨学金		○			向上心に富み有能な資質を有すること
徳島県	徳島県奨学金				○	
香川県	香川県高等学校等奨学金				○	
愛媛県	愛媛県奨学資金				○	
高知県	高知県高等学校等奨学金				○	
福岡県	福岡県高等学校等奨学金				○	
佐賀県	佐賀県育英資金		○			学力基準を満たす場合と満たさない場合で、学力基準が異なる。
長崎県	長崎県育英会奨学金		○			中学校第1学年から第2学年までの評価3.5以上。ただし、校長が特に人物に優れ、かつ奨学金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認める者は3.0以上。
熊本県	熊本県育英資金				○	勉学意欲等の判断基準として、申請書の添付書類に在籍校の推薦状
大分県	高等学校等奨学金		○			中学成績3.5以上。ただし、3.3以上3.5未満の者について特例推薦あり。
宮崎県	宮崎県育英資金				○	条件を全て満たし学校長が推薦する方
鹿児島県	高等学校奨学金		○			中学校1～2年までの全履修教科における学業成績の評定平均値が5段階評価で3.0以上であること
沖縄県	高校育英奨学金		○			中学校等の成績が3.0以上

8 16 10 12 1

※ 各都道府県等のホームページに掲載されている内容を集計

京都府の調査によると【表 2.1.5 の 3】のように、高校奨学金事業の学力基準については、日本学生支援機構からの移管後も、「日本育英会奨学金」と同様の基準を採用しているのが 8 県、独自基準の採用が 16 道県、勉学意欲を基準にしているのが 10 都県であり、何らかの学力基準を採用している都道府県の合計は 34 都道県と多数を占めているのに対し、基準を廃止しているのが 12 府県となっている。

京都府は、平成 17 年度に日本学生支援機構から「日本育英会奨学金」を移管された際に、平成 14 年度に創設した京都府独自の制度である「京都府

高等学校等修学資金貸与制度」と一本化し、「京都府高等学校等修学資金貸与制度」に基準を合わせた際に、学力基準を廃止している。

2.2 貸付・返還の状況

2.2.1 貸付の状況

(1)貸与債権残高の推移

【表 2.2.1 の 1】 高校生等修学支援事業における貸与債権残高の推移

(単位：千円)

年度	貸与額	返還額	免除額	年度末残高	年度末残高累計
14	83,579	0	0	83,579	83,579
15	404,150	918	0	403,232	486,811
16	791,835	3,728	0	788,107	1,274,918
17	1,213,421	21,917	0	1,191,504	2,466,423
18	1,426,695	77,522	0	1,349,173	3,815,596
19	1,434,942	157,214	0	1,277,728	5,093,323
20	1,476,009	247,084	0	1,228,925	6,322,249
21	1,567,016	345,772	0	1,221,244	7,543,493
22	1,624,458	439,444	0	1,185,014	8,728,507
23	1,603,687	537,428	0	1,066,259	9,794,766
24	1,596,860	637,501	0	959,359	10,754,125
25	1,562,720	754,228	0	808,492	11,562,617
計	14,785,372	3,222,755	0	11,562,617	

【表 2.2.1 の 1】のように、高校生等修学支援事業における貸与債権残高は、平成 14 年度の創設（平成 17 年度に日本学生支援機構から「日本育英会奨学金」の移管）以降、年度末残高累計額は増加の一途をたどっている。

条例によると、修学金の返還は返還開始時期から起算して 20 年以内（修学支度金は 7 年以内）と規定されており、年度末残高累計額がピークとなる時期は、平成 34 年以降になると想定されている。

また、現状においては、返還の免除は実施されていない。

(2)高等学校等修学資金貸付実績

【表 2.2.1 の 2】 高校生等修学支援事業における貸付実績の推移

平成26年5月末現在
(単位：千円)

	府内高校生数	件 数			金 額			貸付額累計	
		国公立	私 立	計	国公立	私 立	計		
14年度	82,889	137	7	144	27,939	55,640	83,579	83,579	
15年度	79,920	752	747	1,499	153,346	250,804	404,150	487,729	
16年度	78,181	1,451	1,442	2,893	300,511	491,324	791,835	1,279,564	
17年度	修 学 金 支 度 金 計	75,475	1,981	2,035	4,016	416,341	700,080	1,116,421	2,492,985
			320	324	644	16,000	81,000	97,000	
			2,301	2,359	4,660	432,341	781,080	1,213,421	
18年度	修 学 金 支 度 金 計	73,653	2,165	2,418	4,583	458,360	840,585	1,298,945	3,919,680
			295	452	747	14,750	113,000	127,750	
			2,460	2,870	5,330	473,110	953,585	1,426,695	
19年度	修 学 金 支 度 金 計	71,436	2,235	2,466	4,701	472,927	857,665	1,330,592	5,354,622
			317	354	671	15,850	88,500	104,350	
			2,552	2,820	5,372	488,777	946,165	1,434,942	
20年度	修 学 金 支 度 金 計	70,789	2,235	2,540	4,775	478,287	882,272	1,360,559	6,830,631
			289	404	693	14,450	101,000	115,450	
			2,524	2,944	5,468	492,737	983,272	1,476,009	
21年度	修 学 金 支 度 金 計	70,272	2,449	2,638	5,087	519,253	919,823	1,439,076	8,397,647
			309	450	759	15,450	112,490	127,940	
			2,758	3,088	5,846	534,703	1,032,313	1,567,016	
22年度	修 学 金 (うち新規) 支 度 金 計	71,408	2,440	2,816	5,256	517,433	986,025	1,503,458	10,022,105
			909	1,135	2,044	189,421	385,562	574,983	
			315	421	736	15,750	105,250	121,000	
23年度	修 学 金 (うち新規) 支 度 金 計	71,092	2,324	2,821	5,145	493,145	995,855	1,489,000	11,625,792
			857	1,074	1,931	177,480	372,466	549,946	
			269	405	674	13,450	101,237	114,687	
24年度	修 学 金 (うち新規) 支 度 金 計	71,903	2,170	2,876	5,046	459,738	1,012,522	1,472,260	13,222,652
			792	1,135	1,927	163,371	388,786	552,157	
			272	444	716	13,600	111,000	124,600	
25年度	修 学 金 (うち新規) 支 度 金 計	71,047	1,960	2,976	4,936	413,798	1,042,372	1,456,170	14,785,372
			702	1,169	1,871	144,224	402,501	546,725	
			211	384	595	10,550	96,000	106,550	
合 計	修 学 金 支 度 金 計		22,299	25,782	48,081	4,711,078	9,034,967	13,746,045	
			2,597	3,638	6,235	129,850	909,477	1,039,327	
			24,896	29,420	54,316	4,840,928	9,944,444	14,785,372	

【表 2.2.1 の 2】のように、制度創設時の平成 14 年度以降から平成 19 年までは、少子化の影響による京都府内高校生数の減少が顕著であるが、現状では落ち着いている。また、貸付件数では国公立高校と私立高校との間ではそれほどの大差はないが、貸付金額では私立高校が国公立高校の 2 倍近くとなっている点に特徴がある。

(3)平成 25 年度貸与の状況

【表 2.2.1 の 3】世帯収入等の内訳

(件数)

区 分	生活保護 世帯	世帯の総収入				計
		～150万円	～300万円	～472万円	472万円超	
国公立	182	508	595	557	118	1,960
	9.3%	25.9%	30.4%	28.4%	6.0%	100.0%
私 立	461	772	740	777	226	2,976
	15.5%	25.9%	24.9%	26.1%	7.6%	100.0%
計	643	1,280	1,335	1,334	344	4,936
	13.0%	25.9%	27.0%	27.0%	7.0%	100.0%

【表 2.2.1 の 3】のように、世帯の総収入が 472 万円以下の世帯が本制度利用者の大部分を占めている。また、私立高校は生活保護世帯の割合が国公立高校よりも高いことが把握できる。

【表 2.2.1 の 4】 修学金貸与月額の内訳

	貸与月額			(件数)	計
	～17,000円	18,000円	～23,000円		
国公立	～17,000円	18,000円	～23,000円		1,960
	81	1,811	68		
	4.1%	92.4%	3.5%		
私立	～29,000円	30,000円	～35,000円		2,976
	104	2,786	86		
	3.5%	93.6%	2.9%		

上限：18,000円、自宅外加算5,000円

上限：30,000円、自宅外加算5,000円

【表 2.2.1 の 4】 のとおり、京都府では貸与月額を 1,000 円ごとに設定できるにも関わらず、大部分の修学生が、設定上限額の貸与額を設定している。

【表 2.2.1 の 5】 親権者居住地の内訳

居住地	修学金			修学支度金		
	国公立	私立	計	国公立	私立	計
京都市	1,438	2,289	3,727	166	314	480
	73.4%	76.9%	75.5%	78.7%	81.8%	80.7%
京都市 以外	522	687	1,209	45	70	115
	26.6%	23.1%	24.5%	21.3%	18.2%	19.3%
計	1,960	2,976	4,936	211	384	595

【表 2.2.1 の 5】 のとおり、国公立高校と私立高校ともに、親権者居住地の約 8 割程度が京都市内である。また、私立高校の方が若干その占める割合が高いことが把握できる。これは、京都市内に私立高校の多くが設置されているためと考えられる。